

広島県営住宅への屋外広告掲出ガイドライン

平成23年12月5日制定

第1 目的

県営住宅へ屋外広告を掲出するにあたっては、「広島県広告取扱要綱」及び「広島県広告取扱基準」に規定する事項のほか、街の景観調和のため、以下の条項に留意する。

第2 基本的な考え方

屋外広告については、時として刺激的な表現を追及する場合もあるが、壁面広告については、その大きさゆえに、「まち並み」との景観上の調和に一定の配慮をする必要が生じる。よって、県営住宅への屋外広告物の設置にあたっては、その内容・種類を問わず、民間の模範となるよう、良好な景観形成に資するものとする。

第3 手続き

広告の掲出にあたっては、事前に広告掲載承認申請書に広告の原稿を添えて県に提出し、承認を得るものとする。

事前協議の際には、本ガイドラインの「第4 屋外広告に関する景観上の基準」に定める内容を満たすだけでなく、「第2 屋外広告掲出に関する基本的な考え」に合致するよう、調整を行うものとする。

なお、該当住宅の所在地に適用される市町の景観協議制度がある場合は、本ガイドラインの趣旨を満たした上で、その協議制度を受けることを条件とする。広島市内については、都市美協議を受けること。

第4 基準

屋外広告の内容及びデザイン、設置等が次の各号にいずれかに該当するものは掲載してはならない。

1 盤面のデザインに関すること

(1) 表記、デザインに関すること

ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの

(ア) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの

(イ) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

イ 会社名、商品名を著しく繰り返すもの

ウ 意味なく、身体の一部を強調するようなもの。

エ 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの

オ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの

カ 交通の安全を阻害するおそれのある広告

例 交通標識等と類似し、また、これらの効用を妨げるおそれのあるもの

過度に読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

ヌード、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの

絵柄や文字が過密及び過少等により視認性が悪いもの

交通安全上の配慮を欠くもの

キ その他、著しくデザイン性の劣るもの

(2) 景観との調和に関すること

ア 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの

イ 景観と著しく違和感のあるもの

2 設置に関すること

(1) 広告部分について、壁面の1/3を越えて設置するもの。

(2) 1つの広告表示面を複数の広告により分割するもの